

在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業に係る留意事項

第1 補助対象となる取組

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表1の補助対象経費欄に定める在宅医療エキスパート薬剤師の育成に関する研修会等とは、無菌調剤等に対応できる薬剤師を育成するため、病院薬剤師・薬局薬剤師間での症例検討会や知識・技能の向上を目的としたスキルアップ研修会等をいう。

第2 補助金の算定

(1) 補助対象外経費

要綱別表1に掲げる経費について、次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

ア 講習会等の参加者・出席者に対する報償費

イ 単価5万円以上の備品・機器等の購入費

ウ その他在宅医療エキスパート薬剤師の育成に直接必要と認められない経費

(2) 補助金額の算定

要綱別表1に定める補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額に要綱別表1の補助率を乗じた額とする。

第3 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業計画書（別紙様式1）

(2) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）

(3) その他参考となる書類

第4 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業実績書（別紙様式2）

(2) 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）

(3) その他参考となる書類